

◎ 調停案の受諾の専決処分について

平成31年3月1日、市立中学校体育館の学校開放時間中に、使用団体の男性（当時81歳）が転倒し、その後亡くなられたことに係る損害賠償調停について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は調停案の受諾について専決処分を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により市議会定例会に報告することを併せて報告します。

1 調停の申立人

故人の親族

2 調停の内容

- (1) 相手方は、申立人らに対し、約20年間にわたり横須賀市立学校の校内巡視員を務め、かつ同校に貢献してきた故人が、平成31年3月1日午後7時頃に同校体育館で転倒し同年3月3日死亡したことについて、哀悼の意を表する。
- (2) 相手方は、学校内設備全般を随時見直し、当該設備を使用する者の安全性の確保に引き続き努める。
- (3) 相手方は、校内巡視員に対し、校内巡視員設置基準を見直した上で配布し、併せてその活動内容を説明するものとする。
- (4) 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- (5) 申立人らと相手方は、申立人らと相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は、各自の負担とする。

3 専決処分日

令和2年12月24日